

河南町本人通知制度手順について

1. 事前登録対象者

- 河南町の住民基本台帳または戸籍の附票に記載されている人
(住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた人を含む)
- 河南町が作成した戸籍に記載されている人
(戸籍から除かれた人を含む)

2. 通知内容

事前登録をした人の住民票の写し等を本人の代理人及び第三者に交付した事実のみを通知します。

＜本人通知の対象となる証明書＞

- ・住民票の写し（除票、改製原を含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄本及び戸籍抄本（除籍、改製原を含む）
- ・戸籍記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し（除籍、改製原を含む）

3. 事前登録に必要なもの

- ・河南町本人通知制度事前登録申請書（様式第1号）
- ・窓口に来られる人の本人確認書類
- ・代理人（請求できる者から委任を受けた人）が来られる場合は、代理権授与通知書（委任状）
- ・法定代理人（未成年者の場合など）が来られる場合は、戸籍謄本などの資格を証明する書類

4. 交付事実の証明

交付事実の通知を受けた人が、交付事実の証明を必要とするときは「河南町本人確認通知住民票の写し等交付事実証明書（様式第6号）」により申請してください。

1. 証明する情報

- ・住民票等の交付年月日
- ・交付した住民票等の種別
- ・交付した住民票の件数
- ・本人の代理人の住所、氏名

2. 証明申請に必要なもの

- ・ 河南町本人通知制度交付通知書（様式第4号）
- ・ 窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証等）
- ・ 代理人（請求できる人から委任を受けた人）が来られる場合には代理権授与通知書（委任状）
- ・ 法定代理人（未成年者の場合など）が来られる場合は、戸籍謄本などの資格を証明する書類

3. 証明書交付手数料 300円

5. 制度に関する要綱等

河南町住民票等の写しの第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱などが必要な場合は、下記のファイルをダウンロードしてください。

- ・ 河南町本人通知制度要綱
- ・ 様式第1号
- ・ 様式第2号
- ・ 様式第3号
- ・ 様式第4号
- ・ 様式第5号
- ・ 様式第6号